

協 定 書

藤沢市を甲とし、いすゞ自動車株式会社藤沢工場を乙とし藤沢市公共下水道東部処理区基本計画策定にあたり、下水道整備による良好な環境を作り、住民の福祉を増進し、かつ効率的な下水処理を行なうため、工場排水の取扱いについて、当事者間で協議した結果、次のとおり合意に達したので協定を締結する。

(公共用水域へ排出する排水)

第1条 乙は工場から排出する排水のうち、洗浄用冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水(工程排水という)及び雨水については公共用水域へ排出するものとする。

(汚水管へ排出する排水)

第2条 乙は工場から排出する排水のうち厨房、便所及びその他生活系の排水(生活系排水という)については、甲が建設する汚水管へ排出するものとする。

但し乙は下水道の放流水基準に適合する排水については、公共用水域へ排水することが出来るものとする。

(第三者への譲渡)

第3条 乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受け人にこの協定内容を承継させるものとする。

(業務変更等)

第4条 乙が業務変更等により、この協定に変更が生じた場合は、すみやかに甲へ届け出るものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ行なうものとする。

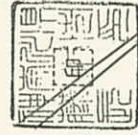
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和 53. 4月28 日

甲 藤沢市

藤沢市朝日町1の1

藤沢市長 葉 山



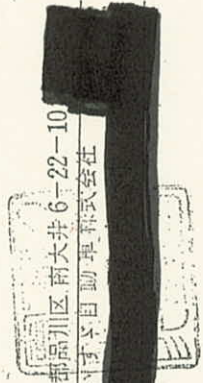
嶋

乙

住 所 東京都品川区南大井6-22-10

いすゞ自動車株式会社

代表者



協 定 書

(業務変更等)

第4条 乙が業務変更等により、この協定に変更が生じた場合は、すみやかに甲へ届け出るものとする。

藤沢市を甲とし株式会社荏原製作所乙とし藤沢市公共下水道東部処理区基本計画策定にあたり、下水道整備による良好な環境を作り、住民の福祉を増進し、かつ効率的な下水処理を行なうため、工場排水の取扱いについて、当事者間で協議した結果、次のとおり合意に達したので協定を締結する。

(公共用水域へ排出する排水)

第1条 乙は工場から排出する排水のうち、洗浄用冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水(工程排水という)及び雨水については公共用水域へ排出するものとする。

(汚水管へ排出する排水)

第2条 乙は工場から排出する排水のうち厨房、便所及びその他生活系の排水(生活系排水という)については、甲が建設する汚水管へ排出するものとする。

但し乙は下水道の放流水基準に適合する排水については、公共用水域へ排水することが出来るものとする。

(第三者への譲渡)

第3条 乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受け人にこの協定内容を承継させるものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ行なうものとする。

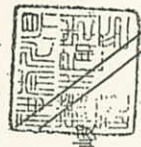
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和53年3月2日

甲 藤沢市

藤沢市朝日町1の1

藤沢市長 葉 山



乙



住 所 東京都大田区羽田池町1番1号

株式会社荏原製作所

代表者



(業務変更等)

第4条 乙が業務変更等により、この協定に変更が生じた場合は、すみやかに甲へ届け出るものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ行なうものとする。

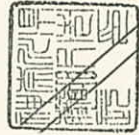
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和52年9月7日

甲 藤沢市

藤沢市朝日町1の1

藤沢市長 葉山 峻



乙

住所

神奈川県藤沢市桐原町9番地

代表者

有限会社 藤沢建設株式会社



協 定 書

藤沢市を甲とし、アール工業株式会社を乙とし藤沢市公共下水道東部処理区基本計画策定にあたり、下水道整備による良好な環境を作り、住民の福祉を増進し、かつ効率的な下水処理を行なうため、工場排水の取扱いについて、当事者間で協議した結果、次のとおり合意に達したので協定を締結する。

(公共用水域へ排出する排水)

第1条 乙は工場から排出する排水のうち、洗浄用冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水(工程排水という)及び雨水については公共用水域へ排出するものとする。

(汚水管へ排出する排水)

第2条 乙は工場から排出する排水のうち厨房、便所及びその他生活系の排水(生活系排水という)については、甲が建設する汚水管へ排出するものとする。

但し乙は下水道の放流水基準に適合する排水については、公共用水域へ排水することが出来るものとする。

(第三者への譲渡)

第3条 乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受け人にこの協定内容を承継させるものとする。

協 定 書

(業務変更等)

第4条 乙が業務変更等により、この協定に変更が生じた場合は、すみやかに甲へ届け出るものとする。

藤沢市を甲と株式会社 佐賀鉄工社乙とし藤沢市公共下水道東部処理区基本計画策定にあたり、下水道整備による良好な環境を作り、住民の福祉を増進し、かつ効率的な下水処理を行なうため、工場排水の取扱いについて、当事者間で協議した結果、次のとおり合意に達したので協定を締結する。

(そ の 他)

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ行なうものとする。

(公共用水域へ排出する排水)

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

第1条 乙は工場から排出する排水のうち、洗浄用冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水(工程排水という)及び雨水については公共用水域へ排出するものとする。

昭和52年9月5日

(汚水管へ排出する排水)

第2条 乙は工場から排出する排水のうち厨房、便所及びその他生活系の排水(生活系排水という)については、甲が建設する汚水管へ排出するものとする。

但し乙は下水道の放流水基準に適合する排水については、公共用水域へ排水することが出来るものとする。

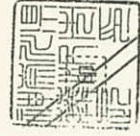
(第三者への譲渡)

第3条 乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受け人にこの協定内容を承継させるものとする。

甲 藤沢市

藤沢市朝日町1の1

藤沢市長 葉 山



乙

住 所 佐賀市神園1丁目5番地
株式会社 佐賀

代表者

